

仕様書

京都市建設局伏見土木みどり事務所

(担当：岩井・杉左近 075-611-5371)

1 業務名

向島中央公園せせらぎ水路浚渫作業（指定箇所）

2 業務の目的

公園内の水辺環境を清潔に保つため、せせらぎ水路内を浚渫清掃するもの。

3 履行期間

契約締結の日から令和8年10月30日まで

4 履行場所

京都市伏見区向島二ノ丸町他地内

5 業務範囲

「箇所図」のとおり

6 業務内容

土砂等の撤去：15m³（想定）

※ せせらぎ水路内の浚渫清掃作業を行い、堆積している土砂等を「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び関係法令に従い、側溝清掃車等により収集し、本市の指定する受入場所（京都市伏見区深草神明講谷町、運搬 距離4.2km）まで、許可された車両で適正に運搬するものとする（受託人は受入場所への搬出のみを行い、処分は行わない。マニフェストは本市から交付する。）。

受託人は、廃掃法第14条第1項に規定する許可（ただし、産業廃棄物収集運搬業許可証（以下「収集運搬の許可証」という。）に記載されている「事業の範囲」に「汚泥」が含まれていなければならない。）を、本市または京都府から受けている必要があるが、その確認のために、契約に先立って、収集運搬の許可証の写し及び「受託人記入欄」を記入したものを本市担当者に提出すること。

※ なお、履行場所に産業廃棄物に汚泥にあたらない土砂や刈草があれば、伏見土木みどり事務所が指定する倉庫（京都市伏見区三栖町4丁目、運搬 距離4.2km）に運搬にすること。

※ 実施日及び施工方法については、発注者と事前に協議すること。

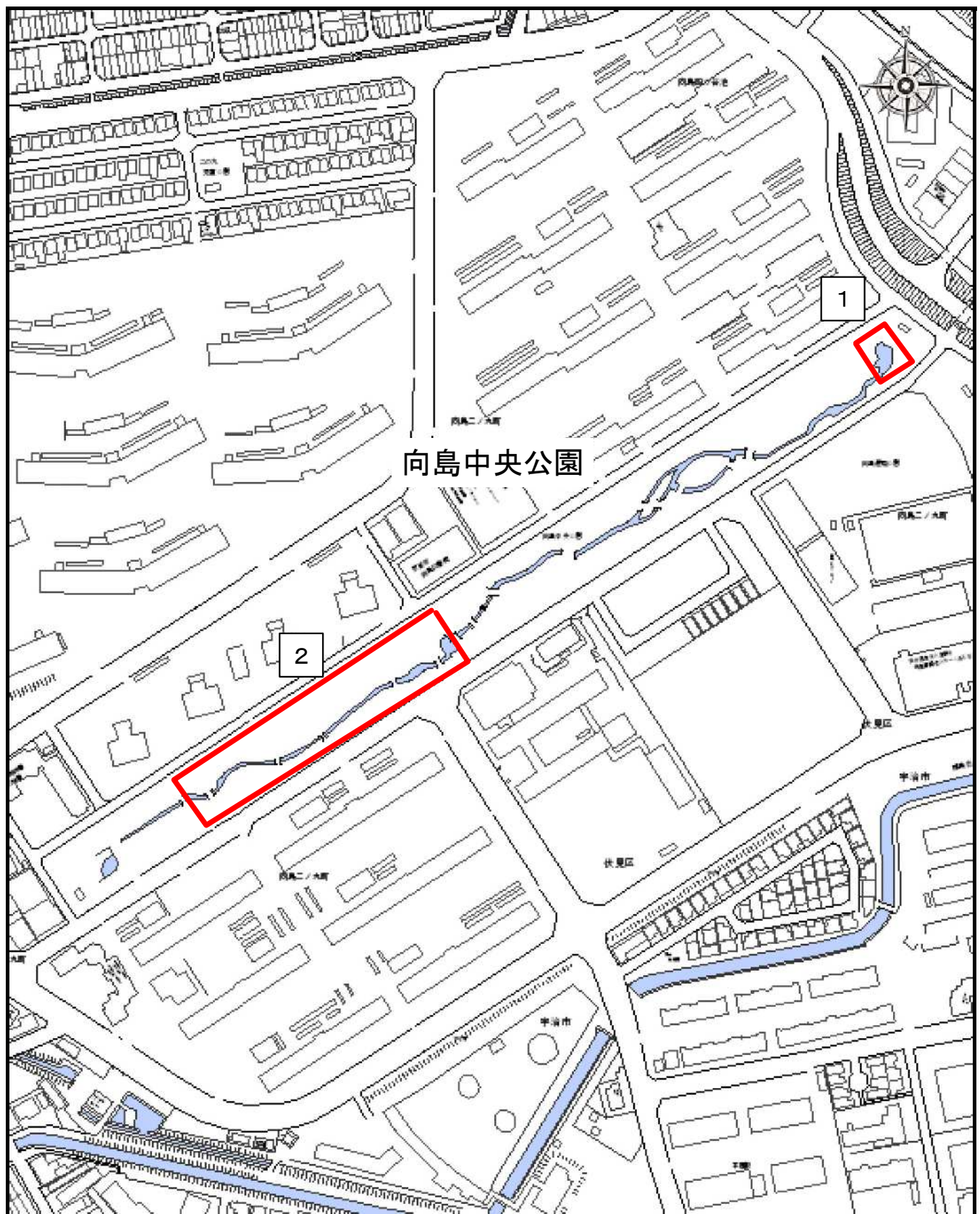
※ 作業中、近隣住民からの要望、通行車両等からの苦情、事故の発生等があった場合は、速やかに監督職員に連絡しその指示に従うこと。

※ 業務実施者にかかる安全管理については、受注者の責任において行うこと。

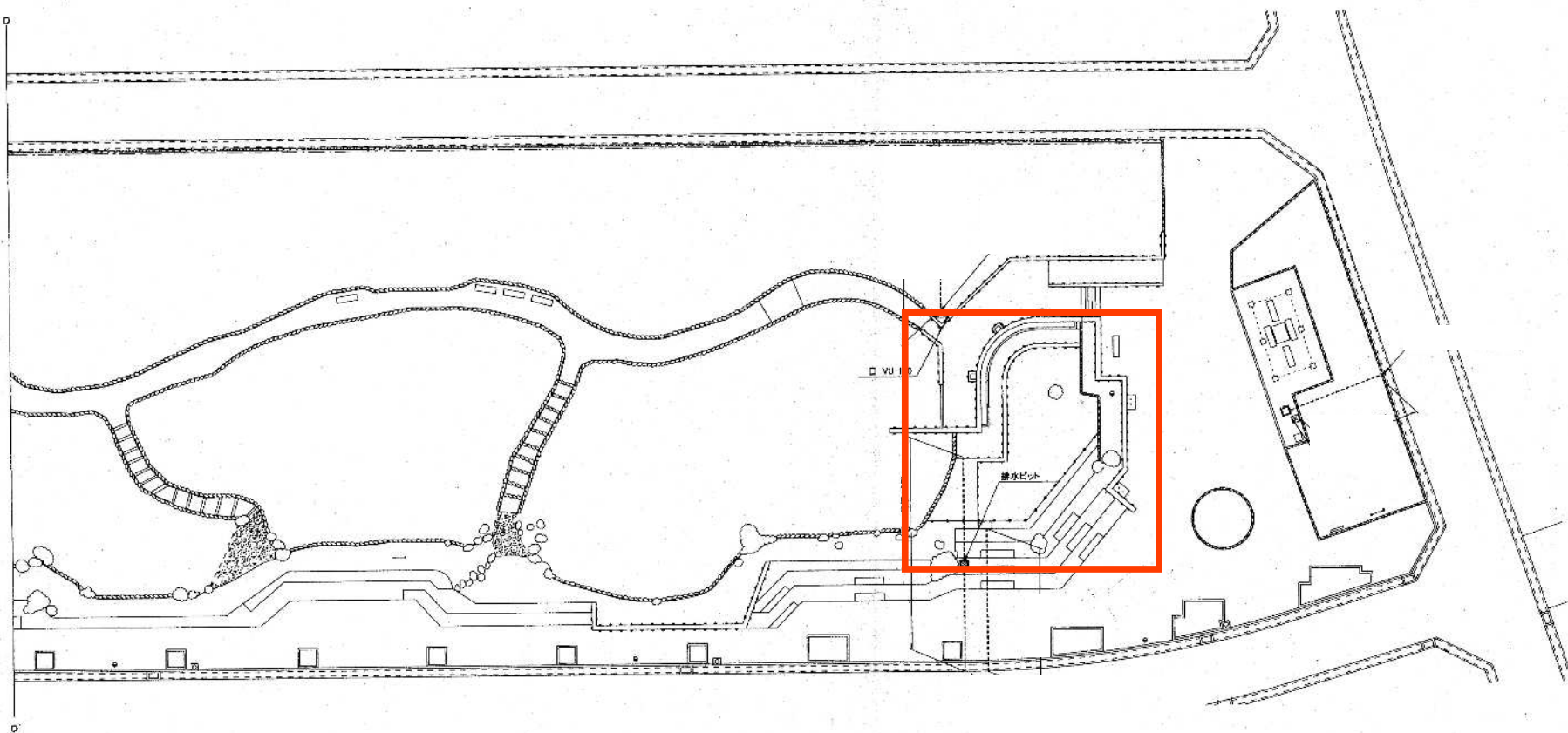
7 支払条件

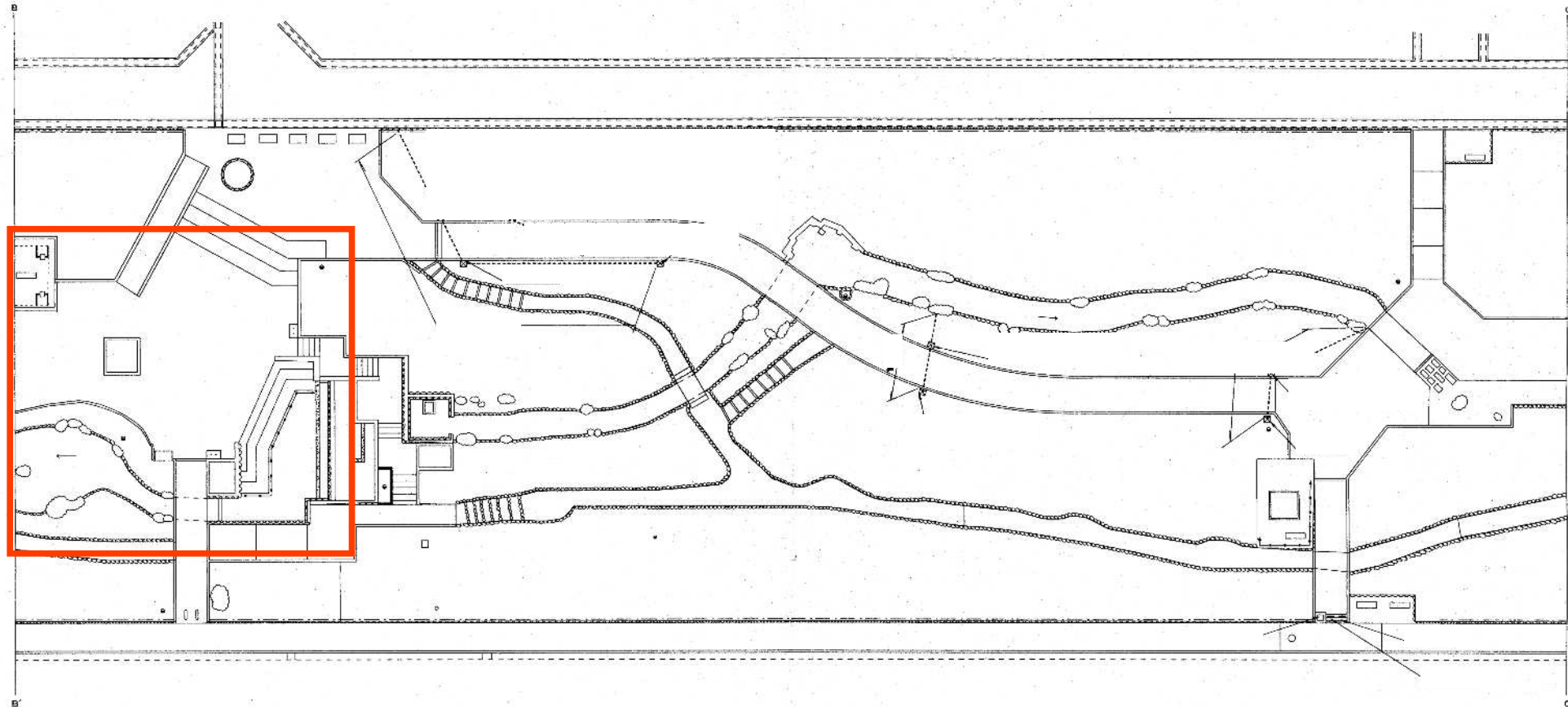
業務完了後、履行場所（業務範囲）において適切に業務が履行されていることを確認のうえ、本業務に係る経費を支払う。

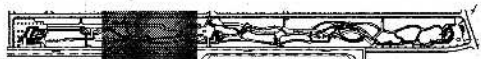
箇所図



 業務範囲







業務範囲 2

